

# 介護保険法改正施行関係について (継続名称の特例要件)

# 医療機関から介護医療院に転換する場合の名称の取扱について①

## 一部転換の場合(外来機能のみを残す場合も含む)の取扱

### 〔介護医療院の名称について〕

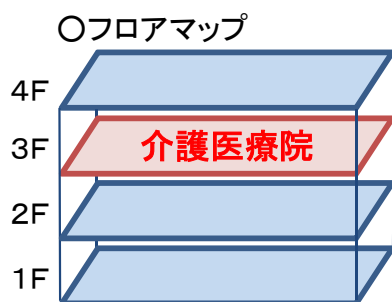
- 病院や診療所がその一部を介護医療院に転換する際(外来機能のみを残す場合も含む)、都道府県等に介護医療院の開設許可を申請することとなるが、その際には当該介護医療院の名称を申請者において、あらかじめ定めて申請する必要がある。
- この介護医療院の名称の中で従前の病院や診療所の名称を継続して使用したいときは、「介護医療院」という文字を併記等すれば、当該介護医療院の名称中に従前の病院や診療所の名称を継続して使用することができることとなった。(改正介護保険法附則第14条)
- その際、実態に合わない名称の使用を認めることは適当でないが、従前の病院・診療所と介護医療院の両方が存在する場合には、患者に事実誤認を生じさせる可能性が低いと考えられることから、従前の病院や診療所の名称については、特段の制約なく継続して使用できるようにする。

### 〔介護医療院の名称の表示について〕

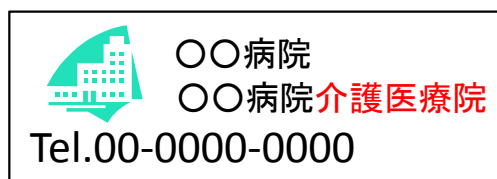
- また、介護医療院の名称を表示する際には「介護医療院」という文字を併記等した名称を使用することが望ましいものの、名称の表示に当たっては、以下の点について留意することが必要だと考える。
  - ① 患者や利用者に誤認を生じさせないようにすること。
  - ② 転換前の病院又は診療所からの継続性の明確化。
  - ③ 医療機関から介護医療院への転換を阻害しないこと。
- なお、医療機関の一部を転換して、介護老人保健施設等を併設する場合には通知(※P3参照)で、**表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設等の区分を可能な限り明確にすること**としている。

- 既存の介護老人保健施設等での取扱いを踏まえ、医療機関の一部を転換して、介護医療院を併設する場合(外来機能のみを残す場合も含む)においては**表示等により医療機関と介護医療院との区分を可能な限り明確にすることとするが、その方法については、フロアマップ等の館内表示等でも足り、必ずしも看板等で名称を明示する必要はないものとする。**

(表示の一例)



○看板



○張り紙

患者の皆様へ  
こちらは、**介護医療院**です。  
〇〇病院をご利用の方は隣のエレベーターで1F総合受付へ向かってください。

# 医療機関から介護医療院に転換する場合の名称の取扱について②

## 全部転換（入院機能・外来機能を残さない）の場合の取扱

### 〔介護医療院の名称について〕

- 病院や診療所が全部を介護医療院に転換するとき（入院機能・外来機能を残さない場合）には、都道府県等に介護医療院の開設許可を申請することとなるが、その際には当該介護医療院の名称を申請者において、あらかじめ定めて申請する必要がある。
- この介護医療院の名称の中で従前の病院や診療所の名称を継続して使用したいときは、「介護医療院」という文字を併記等すれば、当該介護医療院の名称中に従前の病院や診療所の名称を継続して使用することができることとなった。（改正介護保険法附則第14条）
- ただし、従前の病院・診療所の機能はなくなることから、従前の病院や診療所の名称のうち、実態に合わない文字（例えば、法令に基づく一定の医療を担う旨の文字（例：地域医療支援病院））など、患者に事実誤認を生じさせる文字については、使用を認めないこととする。

### 〔介護医療院の名称の表示について〕

- 介護医療院の名称を表示する際には、一部転換の場合と違って、従前の病院・診療所の機能はなくなることから、表示上虚偽の広告にならないよう配慮することが求められることとなる。（従前の病院や診療所の名称のままとすることは不適當。）

（参照条文）

○ 医療法(昭和二十三年七月三十日)(法律第二百五号)(抄)

第三条 疾病の治療(助産を含む。)をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一・二 略

三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名

四 略

2 略

3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

# 医療機関から介護医療院に転換する場合の名称の取扱について③

## <※参考通知>

○ 病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について(平成19年5月31日付医政発第0531003号／老発第0531001号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長通知)(抄)

1 略

2 病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について

病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設等とを併設する場合には、患者等に対する治療、介護その他の サービスに支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設等の区分を可能な限り明確にすること。(以下略)

○ 病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について(平成19年7月30日付医政発第0730001号／老発0730001号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長通知)(抄)

1・2 略

3 病院又は診療所の建物の介護老人保健施設等への転用について

(1) 病院又は診療所の建物の全部を転用する場合

転用するに当たっては、医療法第9条の規定に基づく廃止の届出を要すること。(以下略)